

山本浩司
講師業
15 周年記念
特別公開講義

10 月 25 日

2015

オリジナルレジュメ 問題

記述式試験に強くなる！
改正会社法と会社法務

問 新人司法書士の法務太郎は、開業後に知り合いになった高校の先輩の公認会計士より「オレ、ちょっとよく分かんないから、会社法の手続の面倒を見てやってくれないか」と顧問先の紹介を受けた。その会社、山本商事株式会社で雑談中、法務部法務課の山本花子さんから会社法務についてレクチャーの依頼を受けた。なんでも、急な人事異動があったとかで、山本花子さんはパニックっている様子です。さて、以下のそれぞれのケースの場合、法務太郎は何を答えたらよいか。

山本商事株式会社の登記事項証明書（現在事項を抜粋）

会社法人等番号	001-01-000001
商号	山本商事株式会社
本店	東京都中央区京橋一丁目1番1号
公告をする方法	日本新聞に掲載してする
会社成立の年月日	昭和35年10月1日
目的	1. 家庭電気製品の製造及び販売 2. 家具・什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	10万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株
資本金の額	金1億円
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については株券を発行する
役員に関する事項	取締役 山本太郎 平成26年6月28日重任 取締役 山本正 平成26年6月28日重任 取締役 田中誠 平成26年6月28日重任 横浜市中区中一丁目15番地 代表取締役 山本太郎 平成26年6月28日重任 監査役 山本純一 平成26年6月28日重任
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社

【基本編】

問1 山本商事株式会社が、株式の併合（併合の割合は 10 対 1 である）をする場合。

問2 問 1 において、山本商事株式会社の登記記録に次の事項の登記がされていた場合。
単元株式数 10 株

問3 問 1 において、山本商事株式会社の登記記録に次の事項の登記がされていた場合。

発行済株式の総数	発行済株式の総数 2 万株
並びに種類及び数	各種株式の数
	甲種株式 1 万 8000 株
	乙種株式 2000 株
発行可能種類株式	1. 甲種株式は、毎決算期において、乙種株式に先立ち
総数及び発行する	1 株につき年 3000 円の剰余金の配当を受ける。
各種類の株式の内容	2. 乙種株式は、株主総会での議決権を有しない。
	3. 乙種株式の株主による会社法第 322 条 1 項の規定に
	基づく種類株主総会の決議は要しない。

【応用編】

問4 法務太郎は、山本花子より株式の譲渡制限に係る規定を設定したいとの相談を受けた。
平成 27 年 10 月 3 日のことである。社長が昨日思い立ち、山本花子は月末までに何とかしろと言われているらしい。次の場合、策はあるか？

- 1) 株主がみな協力的であるとき。
- 2) ヘソ曲がりの株主が一人いるとき。

山本浩司
講師業
15 周年記念
特別公開講義

10 月 25 日

2015

オリジナルレジュメ 解説用参考資料

記述式試験に強くなる！
改正会社法と会社法務

※以下、解説講義で使用する「会社法」参考掲載条文は抜粋であり、改正のあった条文には、**条名に下線**を引いています。

第 116 条(反対株主の株式買取請求)

- 1 項 次の各号に掲げる場合には、反対株主は、株式会社に対し、自己の有する当該各号に定める株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
 - 1 号 その発行する全部の株式の内容として第 107 条第 1 項第 1 号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更をする場合 全部の株式
 - 3 号 次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式（第 322 条第 2 項の規定による定款の定めがあるものに限る。）を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがあるとき 当該種類の株式
 - イ 株式の併合又は株式の分割
- 3 項 第 1 項各号の行為をしようとする株式会社は、当該行為が効力を生ずる日（以下この条及び次条において「効力発生日」という。）の 20 日前までに、同項各号に定める株式の株主に対し、当該行為をする旨を通知しなければならない。
- 6 項 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。（「ただし」以下省略）

第 117 条(株式の価格の決定等)

- 6 項 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

第 180 条(株式の併合)

- 1 項 株式会社は、株式の併合をすることができる。
- 2 項 株式会社は、株式の併合をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 1 号 併合の割合
 - 2 号 株式の併合がその効力を生ずる日（以下この款において「効力発生日」という。）
 - 3 号 株式会社が種類株式発行会社である場合には、併合する株式の種類
 - 4 号 効力発生日における発行可能株式総数
- 3 項 前項第 4 号の発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の 4 倍を超えることができない。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。
- 4 項 取締役は、第 2 項の株主総会において、株式の併合をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

第 181 条(株主に対する通知等)

- 1 項 株式会社は、効力発生日の 2 週間前までに、株主（種類株式発行会社にあつては、前条第 2 項第 3 号の種類の種類株主。以下この款において同じ。）及びその登録株式質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 2 項 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

第 182 条の2(株式の併合に関する事項に関する書面等の備置き及び閲覧等)

- 1 項 株式の併合（単元株式数（種類株式発行会社にあつては、第 180 条第 2 項第 3 号の種類の株式の単元株式数。以下この項において同じ。）を定款で定めている場合にあつては、当該単元株式数に同条第 2 項第 1 号の割合を乗じて得た数に 1 に満たない端数が生ずるものに限る。以下この款において同じ。）をする株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後 6 箇月を経過する日までの間、同項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
 - 1 号 第 180 条第 2 項の株主総会（株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあつては、当該種類株主総会を含む。第 182 条の 4 第 2 項において同じ。）の日の 2 週間前の日（第 319 条第 1 項の場合にあつては、同項の提案があった日）
 - 2 号 第 182 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用する第 181 条第 1 項の規定による株主に対する通知の日又は第 181 条第 2 項の公告の日のいずれか早い日

第 182 条の3(株式の併合をやめることの請求)

株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる。

第 182 条の4(反対株主の株式買取請求)

- 1 項 株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- 3 項 株式会社が株式の併合をする場合における株主に対する通知についての第 181 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 週間」とあるのは、「20 日」とする。
- 5 項 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。（「ただし」以下省略）

第 182 条の5(株式の価格の決定等)

- 1 項 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社

との間に協議が調ったときは、株式会社は、効力発生日から 60 日以内にその支払をしなければならない。

- 2 項 株式の価格の決定について、効力発生日から 30 日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後 30 日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。
- 3 項 前条第 6 項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から 60 日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。
- 4 項 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第 1 項の期間の満了の日後の年 6 分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。
- 5 項 株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。
- 6 項 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。
- 7 項 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があったときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

第 182 条の 6 (株式の併合に関する書面等の備置き及び閲覧等)

- 1 項 株式の併合をした株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式（種類株式発行会社にあつては、第 180 条第 2 項第 3 号の種類発行済株式）の総数その他の株式の併合に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
- 2 項 株式会社は、効力発生日から 6 箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

第 217 条 (株券不所持の申出)

- 1 項 株券発行会社の株主は、当該株券発行会社に対し、当該株主の有する株式に係る株券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。
- 2 項 前項の規定による申出は、その申出に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。この場合において、当該株式に係る株券が発行されているときは、当該株主は、当該株券を株券発行会社に提出しなければならない。
- 3 項 第 1 項の規定による申出を受けた株券発行会社は、遅滞なく、前項前段の株式に係る株券を発行しない旨を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。
- 4 項 株券発行会社は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第 2 項前段の株式に係る株券を発行することができない。
- 5 項 第 2 項後段の規定により提出された株券は、第 3 項の規定による記載又は記録をした時において、無効となる。

第 218 条(株券を発行する旨の定款の定めを廃止)

- 1 項 株券発行会社は、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をしようとするときは、当該定款の変更の効力が生ずる日の 2 週間前までに、次に掲げる事項を公告し、かつ、株主及び登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。
 - 1 号 その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨
 - 2 号 定款の変更がその効力を生ずる日
 - 3 号 前号の日において当該株式会社の株券は無効となる旨
- 2 項 株券発行会社の株式に係る株券は、前項第 2 号の日に無効となる。
- 3 項 第 1 項の規定にかかわらず、株式の全部について株券を発行していない株券発行会社がその株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をしようとする場合には、同項第 2 号の日の 2 週間前までに、株主及び登録株式質権者に対し、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を通知すれば足りる。
- 4 項 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

第 219 条(株券の提出に関する公告等)

- 1 項 株券発行会社は、次の各号に掲げる行為をする場合には、当該行為の効力が生ずる日（第 4 号の 2 に掲げる行為をする場合にあっては、第 179 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する取得日。以下この条において「株券提出日」という。）までに当該株券発行会社に対し当該各号に定める株式に係る株券を提出しなければならない旨を株券提出日の 1 箇月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、当該株式の全部について株券を発行していない場合は、この限りでない。
 - 1 号 第 107 条第 1 項第 1 号に掲げる事項についての定款の定めを設ける定款の変更全部の株式（種類株式発行会社にあつては、当該事項についての定めを設ける種類の株式）
 - 2 号 株式の併合 全部の株式（種類株式発行会社にあつては、第 180 条第 2 項第 3 号の種類株式）

第 234 条(1に満たない端数の処理)

- 2 項 株式会社は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が 2 人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない。

第 235 条

- 1 項 株式会社が株式の分割又は株式の併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生ずるときは、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数が生ずる場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を株主に交付しなければならない。
- 2 項 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の場合について準用する。

第 298 条(株主総会の招集の決定 一部省略あり)

- 1 項 取締役は、株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 1 号 株主総会の日時及び場所
 - 2 号 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - 3 号 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - 4 号 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - 5 号 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 4 項 取締役会設置会社においては、第 1 項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

第 299 条(株主総会の招集の通知)

- 1 項 株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の 2 週間（前条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、1 週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間））前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。
- 2 項 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面でしなければならない。
 - 1 号 前条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合
 - 2 号 株式会社が取締役会設置会社である場合
- 4 項 前 2 項の通知には、前条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

第 300 条(招集手続の省略)

前条の規定にかかわらず、株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

第 309 条(株主総会の決議)

- 5 項 取締役会設置会社においては、株主総会は、第 298 条第 1 項第 2 号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第 316 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する者の選任又は第 398 条第 2 項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

第 322 条(ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会)

- 1 項 種類株式発行会社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が 2 以上ある場合にあつては、当該 2 以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。
- 2 号 株式の併合又は株式の分割
- 2 項 種類株式発行会社は、ある種類の株式の内容として、前項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めることができる。
- 3 項 第 1 項の規定は、前項の規定による定款の定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会については、適用しない。ただし、第 1 項第 1 号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。

第 831 条(株主総会等の決議の取消しの訴え 一部省略あり)

- 1 項 次の各号に掲げる場合には、株主等は、株主総会等の決議の日から 3 箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより株主又は取締役、監査役若しくは清算人となる者も、同様とする。
- 1 号 株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- 2 号 株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき。
- 3 号 株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。
- 2 項 前項の訴えの提起があつた場合において、株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

【付録】

会社法 第2条(定義)

15 号 社外取締役 株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第 363 条第 1 項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前 10 年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

ロ その就任の前 10 年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前 10 年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は 2 親等内の親族でないこと。

16 号 社外監査役 株式会社の監査役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ その就任の前 10 年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。ロにおいて同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

ロ その就任の前 10 年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあつては、当該監査役への就任の前 10 年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は２親等内の親族でないこと。

会社法第 113 条（発行可能株式総数）

3 項 次に掲げる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の４倍を超えることができない。

1 号 公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合

2 号 公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合